

配布：一般

2022年11月30日

原本：英語

(翻訳：国際人権活動日本委員会)

自由権規約委員会

第7回日本政府定期報告書に関する総括所見

1. 当委員会は、2022年10月13日及び14日に開催された第3925回及び第3926回会議における第7回日本政府定期報告書を審査した。2022年10月28日、委員会は第3946回会議においてこの総括所見を採択した。

A. はじめに

2. 委員会は、報告に先だつ質問項目に対する日本政府の第7回定期報告書の提出並びにそこに示された情報を歓迎する。また、この規約の条項を実施するためこの報告期間の間に取られた措置について、締約国と建設的な対話を新たに得られた機会に感謝を表明する。委員会は、代表団による口頭による回答や対話の後に提出された文書による追加情報に対して締約国にお礼する。

B. 評価すべき側面

3. 委員会は、締約国が採択した以下の法政策や制度上の措置を歓迎する。

(a) 2020年の第5次男女共同参画基本計画；

(b) 2019年の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律；

(c) 女性活躍加速のための重点方針2018；

(d) 2018年の政治分野における男女共同参画の推進に関する法律；

(e) 2018年の男女の婚姻適齢年齢平等化のための民法第731条の改正

(f) 性犯罪に対する刑法の一部を改正する法律、2017年の法律第72号の採択

(g) 「特定の犯罪における取調べの際の録音録画の導入」を含む、取調べ実務に対する新たな義務を導入する2016年の刑事訴訟法の改正

(h) 2016年技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

(i) 2015年の矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律

C. 懸念と勧告の主な事例

規約が実施されている憲法及び法的枠組み

4. 委員会は、締約国から提供された次のような情報に留意する。すなわち、この規約の条項が引用された裁判事例や国際人権法について裁判官や弁護士に対して行われた継続的な研修、そこには規約や委員会による一般的意見を通しての規約の解釈を含んでいる。しかしながら、規約や国内法へのその適用性に関して、法執行官や警察や自衛隊などの治安部隊、市民社会活動家、そして一般社会の人たちに対する継続的な研修や意識向上に資する具体的な情報の欠如についての懸念が残っている。さらに、委員会は、当規約の第一選択議定書の批准を前向きに考慮する、と繰り返し言及する締約国をも認めるものである。(第2条)

5. 委員会は前回の勧告を想起し、判事、検察官、弁護士、法執行官、警察や自衛隊などの治安部隊、市民社会活動家、そして一般社会の人たちに対して、規約やその国内法への適用について継続的な研修や意識の向上に努めることを締約国に要求する。締約国はまた国内の法体系の中に規約が十分な効力を持つよう、そして国内法が規約上の義務に従って解釈され、適用されるべきである。さらに締約国は規約の下で擁護されている権利の侵害に対して、効果的な救済が行われるようにするべきである。締約国は、個人通報制度を有する規約の第一選択議定書への加入を考慮して更なる措置を講ずるべきである。

国内人権機関

6. 独立した国内人権機関の設立に関する議論が継続していることは締約国による報告で承知しているが、委員会は、提供された情報が曖昧で一般的な性質であり、人権の促進と擁護のための国内機関の確立に関する原則(パリ原則)に則ったこのような機関の設立への明確な進展の欠如を遺憾に思う。
(第2条)

7. 委員会は前回の勧告を繰り返し、人権の促進と擁護のための国内機関の確立に関する原則(パリ原則)に従った独立した国内人権機関を優先事項として設立し、そしてこの機関に対して十分な財源と人材を割り当てるよう締約国に要求する。

差別撤廃の法的枠組み

8. 日本国憲法14条はすべての個人の法の下での平等を定めている一般的な反差別条項を有していることを銘記しているが、委員会は当規約の規定に沿った包括的な差別撤廃法令の欠如に疑念を抱いている。また、包括的な差別撤廃法令の採択予定に関する締約国からの情報の欠如も遺憾である。(第2条、20条および26条)

9. 締約国は包括的な差別撤廃法の採択を含む、必要なすべての措置を講じなければならない。その目的は、差別撤廃の法的枠組みが、直接的、間接的そして多様なあらゆる形態の差別に対して、十分かつ効果的で本質的に手続き上、保護できることを確保するためであり、そこには私的な領域を含む、規約上すべて禁止されている領域である肌の色、意見、出自、性的指向、性同一性やその他の状態であり、同時に差別された被害者に対する効果的で適切な救済への手続きも含まれる。

性的指向や性同一性に基づく差別

10. 委員会は性的指向や性同一性に基づく差別の解消に取り組み、平等な対応に関する意識の向上に向けて締約国が対策を取っていることを銘記する。しかしながら、性的指向や性同一性に基づく差別を禁じる明白な法令の不在に疑念を有している。さらにレズビアンやゲイ、両性指向や性同一性の人たちが直面する差別的扱い、特に公営住宅や戸籍上の性変更、法的な婚姻、そして矯正施設での待遇を指摘する報告に憂慮している。(第2条と26条)

11. 当委員会の前回の勧告に従い、締約国は、

- (a) レズビアン、ゲイ、両性指向および性同一性の人たちに対する典型的な偏見の解消に向けて意識の向上活動を強化すべきであり、
- (b) 同性のカップルが、締約国のすべての領域の及ぶ範囲内で、公営住宅への手続きや同性同士の結婚を含む、規約に盛り込まれているすべての権利を享受できるようにすべきであり、
- (c) 生殖器官あるいは生殖器官の能力の剥奪そして未婚状態の人を含む、性転換の法的承認に対する不当な要件の削除を考慮すべきであり、
- (d) 性同一性収容者に対する処遇の基準として独居房が使用されないよう性同一性収容者の処遇やその実施のための2015年の指針の見直しを含め、レズビアンやゲイ、両性指向や矯正施設内の性同一性収容者への公正な処遇を確保する必要な措置を講じるべきである。

ヘイトスピーチとヘイトクライム（憎悪発言と憎悪犯罪）

12. 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）と2016年の部落差別の解消の推進に関する法律の二つの法律の採択と同時に、教育と意識向上のキャンペーンを通してヘイトスピーチの解消に向けての努力を含む、差別とヘイトスピーチの解消に向けての締約国の取組みを評価する一方、当委員会は、

- (a) マイノリティや外国籍の人たちに対して、取り分け、標的にしている中国人、部落出身者、琉球出身者、そして他のマイノリティや少数民族グループ、特に韓国・朝鮮人や韓国・朝鮮出自の日本国籍保持者に対して、オンラインやそれ以外の方法によって人種差別的な言動を継続的に広範囲に行なうことに、それにはメディアの場や組織や政治的団体によるデモや街宣行動や政治演説を通じて差別を煽ることに対しても同様であり、いくつかは選挙運動の名の下で行われる場合もあることに、
- (b) 締約国がヘイトスピーチやヘイトクライム、そして差別扇動の行為を明確な犯罪とする措置を講じておらず、人種差別的な動機は単に罰を悪化される可能性ある理由としてのみ定義されており、いずれ裁判官によって裁かれるとしていることに、
- (c) そして、現在の法令は被害者に対する適切な救済を提供していないことに遺憾の意を抱いている。（第2条、19条、20条、27条）

13. 前回の勧告を繰り返しながら、当委員会は締約国に対して以下のことを要請する。

- (a) 出自に関係なくすべての人に対する差別的な言動を網羅するヘイトスピーチ解消法の範囲の拡大を検討すること。
- (b) 規約第19条と20条および言論並びに表現の自由に関する当委員会の一般的意見34（2011年）に従い、ヘイトクライムに関する別の定義と禁止を導入し、規約の下で禁止されている理由に基づき、オンラインやそれ以外の方法によるヘイトスピーチを明確に犯罪とするよう刑法の改正を検討すること。そこには性的指向や性同一性に基づくものも含まれる。そしてヘイトクライムやヘイトスピーチの報告に努め、これらは包括的な細分化データ収集システムの構築を通して同一の犯罪と定義して記録すること。
- (c) 民族的、宗教的マイノリティやレズビアンやゲイ、両性指向や性同一性の人たちを含む、弱者グループに対する不寛容や固定観念、そして偏見や差別の解消に立ち向かうこと。そのためには、とりわけ、法執行官や検察官、そして裁判官に対する研修の強化や一般社会における多様性への感受性や敬意を促進するための意識の向上キャンペーンを行うこと。

(d) ヘイトクライムやヘイトスピーチに関する法執行官の捜査能力を強化すること、そしてすべての事例は体系的に捜査され、加害者は責任を問われ、そして被害者は十分な賠償を受けられることである。

男女（ジェンダー）の平等

14. 当委員会は民法731条及び733条の改訂、すなわち男女の最低婚姻年齢の均等化と女性の離婚後の再婚禁止期間を6か月から100日間に削減するなど、それぞれ男女平等の領域で講じられた措置を歓迎する。さらに委員会は2022年2月、女性が離婚後に再婚する際の待機期間を撤廃する法案の概要が締約国からもたらされたことを歓迎する。しかしながら、委員会は男女間の不平等を促進続けている民法内の条項に懸念を抱いている。とりわけ、婚姻時に同じ姓を要求する750条である。實際上、女性が夫の姓を採用することがほとんどである。2018年5月に公布、施行された政治分野における男女共同参画推進法の採択や2015年12月に承認された第4次男女共同参画基本計画を注記する一方、委員会は、女性が行政や司法部門のあらゆる段階において意思決定権のある地位として過小評価されており、民間部門においても意思決定機関において同様であることに憂慮し、また部落出身者やアイヌ出身者、在日朝鮮・韓国人を含むマイノリティの女性たちの参加に関する情報の欠如に遺憾を抱く。(第2条、3条、23条及び26条)

15. 前回の勧告を想起し、締約国は、(a) 社会生活のすべての領域における男女間の効果的な平等を確保する努力を強め、特に、行政や司法部門のあらゆる分野や民間部門において、意思決定ができる地位にマイノリティや少数民族の女性を含む女性代表を増やす明白な措置を講ずるべきであり、(b) 改定された男女共同参画基本計画の進展や実施を含め、また実際にある男女の不平等を回避する法律の正しい解釈を確保するための情報や提唱のキャンペーンを通し、家庭や社会における男女の固定観念の解消のために国民の意識を高める戦略を強化すべきであり、(c) 社会における男女の役割に関する固定観念が、法の前では平等である女性の権利の侵害を正当化するのに利用されていることを、民法の第733条と750条の改正と共に、打ち破る努力を続けるべきである。

対テロ対策

16. 委員会は、組織的犯罪処罰法（共謀罪法）が277の行為を犯罪とし、明らかにテロや組織犯罪と関係ない犯罪など広い範囲を含むことを懸念する。委員会は同時に、共謀罪法が規約で認められている基本的な権利である表現の自由、平和的集会の権利、そして結社の自由などを不当に規制し、自由安全の権利や公平な裁判を受ける権利を侵し兼ねないことを懸念する。(第4条、9条、14条、17条、19条、21条、そして22条)

17. 締約国はテロや組織犯罪と関係のない行為を犯罪化しないために、共謀罪法の改正を考慮すべきである。また、共謀罪法の適用が規約上のいかなる権利を不当に規制しないよう、適切な安全策や予防措置を採用すべきだ。

性的、家庭内暴力を含む女性に対する暴力

18. 委員会は2017年6月の刑法改正において、性犯罪の中に加害者と被害者の性別に関係なく強制性交罪の適用を加えたこと、同時に、性交の他の形態の組み入れや被害者の刑事告訴なしに性犯罪を起訴できることを歓迎する。また家庭内及び性暴力に対する既の実施中の保護対策に関する情報の提供や、刑法には明確に触れていないが、夫婦間レイプが刑罰の対象になっていることに注記する。しかしながら、委員会は、女性の虐待や再被害をもたらす法執行官の認識や女性に配慮した十分な訓練の欠如による報告に、特に性的及び家庭内暴力の移民被害者に対する報告に懸念を抱いている。同時に、女性への暴力事例や女性の失踪事例の調査に対する政府による最小限の報告も遺憾である。さらに被害者が受けられる援助や支援が限られているとの報告を懸念する。委員会は、女性への暴力に関する細分化されたデータの欠如や、締約国が13歳以上の性的合意の年齢設定に進展がなかったことは遺憾である。(第2条、3条、6条、7条及び26条)

19. 前回の勧告を想起し、締約国は女性や少女に対するあらゆる形態の暴力を防止し、解消し、根絶する努力を強化すべきである。特に必要な措置として締約国は、

- (a) 法執行官や検察官を含む裁判官、入国管理局、および政府の他の関係部署や一般市民に対して、家庭内暴力の根絶に関する研修、教育、意識向上のプログラムをさらに強化すべきであり、
- (b) 被害者からの苦情申立てを促進して奨励もし、失踪を含む女性に対するすべての暴力行為が迅速、徹底的かつ公平に調査され、調査中の被害者に再被害が及ばない措置が取られ、加害者は起訴され罰せられ、そして被害者が十分な賠償を受けられるようすべきであり、
- (c) 入国時の身分がどうであれ、すべての被害者は迅速、かつ十分な援助、支援サービスそして保護の提供が保証され、
- (d) 女性への暴力に関する統計データを人種や出身民族毎に収集するため、被害者の保護を目的とした的を絞った効果的に措置による信頼できるシステムを確立し、
- (e) 性行為の合意年齢を速やかに引き上げるべきである。

生存権、拷問や他の残虐、非人道的、あるいは品位を傷つける取り扱いあるいは刑罰の禁止

20. 委員会は、締約国が死刑を廃止するため、あるいは死刑の件数を制限するための対策を未だ講じておらず、そのようにする意向がないことを遺憾に思っている。委員会は、19件の死刑のいくつか、極刑は「最も重大な犯罪」に限定するようにとの規約の要求に応じておらず、また死刑確定者が長期にわたり独房に収容され続け、執行以前に40年にわたるなど、また24時間体制でビデオ監視されていることに懸念を抱いている。また、死刑確定者とその家族が死刑執行日の事前通知を、「かれらの精神的安全と心の安定」を護るため、そしてそのやり方は「やむを得ない」として拒否されていることに懸念を示す。さらに再審請求の慎重な検討に関する情報提供に注意しながらも、委員会は再審請求が未だ検討中に死刑が執行された報告に深く憂慮している。また死刑の場合における強制審査制度と共に死刑確定者の精神衛生を検査する独立機関の欠如に懸念を抱いている。(第2条、6条、7条、9条、14条)

21. 当委員会の一般的意見36(2018年)を念頭に、また前回の勧告を想起しながら、締約国は、

- (a) 死刑廃止に向けて世論を喚起するために相応しい意識向上の取り組みを通じ、死刑廃止を検討し、

廃止が望ましいことを必要に応じて国民に知らせるべきである。同時に、締約国はモラトリアム（執行の一時停止）の確立を検討し、優先事項として極刑の数を減らし、規約に従い、死刑は最も重大な犯罪に厳密に制限することを確保し、

(b) 死刑確定者やその家族が、執行日のために準備する機会の欠如により生じる精神的苦痛を和らげ、長期にわたって独居房に強いることを控え、そして極めて必要とされる期間のみに死刑確定者に対して24時間のビデオ監視を使用するという観点から、彼らに対して刑の執行予定日や時間の合理的な事前告知をすることにより、死刑確定者の収容体制が残虐で非人道的あるいは品位を傷つける取り扱いあるいは刑罰にならないよう確保し、

(c) 死刑確定者の精神衛生が独立した機関で審査され、再審請求に関する死刑確定者と弁護士間のすべての面会の秘密性が厳格に保証され、極刑の停止効果のある再審請求または恩赦を持つ、強制的で効果的な再審システムを確立し、

(d) 死刑制度の廃止を目的とする、第2選択議定書の批准を検討すべきである。

22. 福島原発事故によるすべての国内避難民に対する、自発的あるいは強制による避難者に関係なく、支援するという締約国の確認を歓迎する一方、委員会は、締約国が設定した福島における高い被曝レベルの閾値や一部の避難区域の解除決定が、高度に汚染された区域への帰還以外の選択がないことを元住民に与えていることに疑念を抱いている。避難指示区域外で生活している避難者に対する住宅の無償支援の打ち切りや、すべての国内避難民が実際に必要な支援を受けられるよう、自宅への帰還を決定する、しないに関係なく、講じられた措置に関する情報の欠如を懸念している。さらに、委員会は、大災害以来、福島の子どもの多くが甲状腺がんと診断され、あるいはそう信じられている報告に憂慮している。(第6条、12条、19条)

23. 前回の勧告を繰り返しつつ、締約国は、

(a) 福島原発事故による被害者の生活を守り、放射線レベルが住民を危険にさらさない場所に限り、汚染場所を避難区域としての指定を解除し、

(b) 汚染レベルの検査を継続し、その情報を影響される住民に対して適宜明らかにし、

(c) 避難指示区域外に居住している避難者への無償住宅支援の再開も含む、すべての国内避難者が、自主的あるいは強制的避難者、または自宅への帰還を決めている、あるいは決めていないに関係なく、必要な財政、住宅、医療、その他のすべての支援に連絡・相談できることを保証し、

(d) 子どもへの癌の広がりやすさとの関連の可能性を含む、放射線被曝者の健康に対する原子力災害の影響の評価を継続し、また子供を含むすべての被曝者に対する無償かつ定期的で包括的な健康診断を検討すべきである。

個人の自由と安全及び自由を剥奪された人たちの処遇

24. 委員会は、非自主的な入院を決定するための厳格な手続きと同時に、一人ひとりに退院を含む、待遇の改善命令を出せる独立した精神医学審査委員会による、すべての精神障害者の入院審査に関する締約国の情報を注記する。しかしながら、委員会は精神病施設への入院者数の増大を示す報告に憂慮する。障害者への虐待に取り組む締約国の努力を認めながらも、委員会は同時に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が医療施設内で起こる虐待には及んでいないこと

に懸念を抱いている。(第7条、9条、10条)

25. 委員会による前回の勧告を想起し、締約国は、

- (a) 精神病患者に対する地域に基づく、あるいは代替のサービスを提供する努力を継続し、
- (b) 強制入院は、必要最小の期間で最後の手段としてのみであり、当人自身の危害を守り、あるいは他人への危害を防ぐために必要かつ適切な場合だけに課されることを確認し、
- (c) すべての障害者の自由の権利や告知に基づく同意を擁護するために、法的及び他のすべての必要援助を含む保護手段を確保し、
- (d) 公共及び民間の精神医療施設における障害者に対するあらゆる形態の虐待を監視し、防止し、そして根絶する努力を強化し、また「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が医療施設にも展望が広がることを考慮し、
- (e) 関係するすべての医療サービス提供者や施設内での虐待への効果的な調査や処罰化、そして被害者やその家族に対する十分な賠償を提供すべきである。

26. 拘禁制度に関する締約国による情報を注記しつつ、委員会は、保釈の権利あるいは自由を剥奪された時点から国選弁護人を受ける権利の欠如、そして締約国が起訴前保釈制度を実施する必要はないと表明していることに懸念を抱いている。また、各被疑者は国内法で記述されている期間を超えて公判前拘禁されているということ、そして拘禁の延長や再延長の要請に対する高い受理率と共に、取調べの方法に関する厳格な規則の欠如や取調べにおける強制的なビデオ録画の限定などが実際に続いている、との報告に憂慮している。さらに委員会は拘禁状態、特に独居房の長期使用や被拘禁者に対する適切な医療サービスの提供、また弁護人への連絡や家族との接触、そして選挙権の拒否に憂慮する。(第7条、9条、10条、14条、25条)

27. 前回の勧告を想起し、締約国は、逮捕あるいは拘禁された何人も実際に自由を剥奪されたその時から、規約9条や14条に規定されている基本的な法的擁護手段を享受できることを保証する必要な措置を採択すべきである。それには国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラルール）に十分に則った、弁護人への連絡や家族に接触する権利、そして必要な際に医療診察を受けられる項目も含まれる。また締約国は次のことを確保すべきである、

- (a) 取調べはすべてビデオ録画されること。それには正式な逮捕前も含まれ、すべての犯罪事例の取調べに対する音声録画の適用の際に十分な配慮が払われていることが含まれる。
- (b) 過度な拘禁期間を防ぐために、規定された公判前拘禁期間が尊重されること。
- (c) 拘禁に代わる非拘禁の代替案、例えば保釈など、が起訴前の拘禁期間に正当に考慮されること。
- (d) 例え最終手段の措置だとしても、差し戻し拘禁者に許容される独居房のすべて長さを見直すこと、また独居房の利用をさらに少なくし、そして必要に応じて代替措置を開発するために独居房の効果を定期的に評価すること。
- (e) 取調べ中の虐待や不当な取り扱いに対する申し立てを、迅速、公平、効果的に調査する権限を備えた都道府県公安委員会から独立した苦情審査機関が利用できること。
- (f) 公務や選挙権への参加に関する委員会の一般的意見25（1996年）に照らし、既決囚に選挙権を拒否している法令の見直しを考慮すること。

奴隷制、強制労働、人身売買の排除

28. 委員会は「慰安婦」に対する人権侵害に取り組む締約国の努力に関する情報に注記する。しかしながら、締約国は委員会の前回の勧告に関する進展が見られず、未だに続く被害者の人権侵害に取り組むべき、規約に沿った義務を否定し続けていることは遺憾である。また刑事捜査や加害者起訴の欠如、そして過去の人権侵害のすべての犠牲者への効果的な救済や十分な賠償の欠如は遺憾である。
(第2条、7条、8条)

29. 委員会は前回の勧告を繰り返しつつ、以下のことを確保するため、締約国に対して効果的な立法及び行政措置を速やかに講じるよう強く要請する。

- (a) 「慰安婦」に対する戦時における日本軍による人権侵害のすべての訴えは効果的かつ独立して公平に調査されること、また入手可能なすべての証拠が公表され、そして加害者は起訴され、有罪の場合は罰則を受けること、
- (b) 他の国の被害者を含むすべての被害者及びその家族に対する司法への手続き並びに十分な賠償、
- (c) 教科書への適切な記載を含むこの問題についての教育、そして被害者の名誉を棄損しあるいは事実を否定するいかなる行為に対する強い非難を行うこと。

30. 締約国からの情報に注記し、人身売買と闘うその努力を歓迎しつつ、委員会は、執行猶予を伴う多くの有罪判決あるいは小額の罰金の科料により、犯罪行為の重大性に相応しい罰則の欠如に疑念を抱く。技能実習制度に関し、委員会は人身売買や他の労働侵害の可能性に対する予防措置として、現場での検査数の増大に関する情報を歓迎する。しかし、技能実習制度の下での強制労働の存続に関する報告に懸念を抱いている。(第2条、7条、8条)

31. 前回の勧告を想起し、締約国は以下の努力を継続すべきである。

- (a) 特に技能実習制度における強制労働に関する被害者の身元確認手続きを促進し、労働監督官を含む、すべての法執行官に対する特別訓練を提供すること、
- (b) 独立した苦情申立て機関を設立し、効果的な調査を行い、加害者を起訴し、そして有罪の際、技能実習制度における人身売買や他の労働侵害の事例を含む、あらゆる形態の人身売買である犯罪行為の重大性に相応しい罰則を科すこと。

難民や亡命希望者を含む外国人の処遇

32. 委員会は難民や亡命希望者を含む外国人の処遇に関する締約国の回答を注記し、収容施設内の処遇について改善計画の進展に関する情報、並びに国外退去の決定通知書の交付後、最低2か月の国外退去の予定期間を確立した退去強制手続きの見直しを歓迎する。委員会は、締約国が補完的保護に対する適応性を認める制度の導入と共に、収容の代替策を定める出入国管理及び難民認定法の改正法案の提示を検討していることに関心を持って注記する。さらに委員会は締約国が長期間収容を回避する措置を検討しようとする意志を歓迎する。しかしながら、委員会は入管収容施設での体調不良による苦痛の驚くべき報告に懸念を抱いている。そこに含まれるのは、2017年から2021年の間に3名の被収容者の死亡が発生し、また「カリハウメンジャ」(仮放免者)、すなわち居住資格あるいは

ビザを失い、また就労するか収入を得るための選択がない「仮放免」中である。委員会はまた難民認定の低利率の報告に懸念を抱く。(第7条、9条、10条、13条)

33. 前回の勧告を考慮し、締約国は以下のことを行わなければならない。

- (a) 国際基準に則った包括的な亡命者保護法を速やかに採択すること。
- (b) 外国人移住者は、適切な医療支援への連絡を含む収容施設における処遇に関して、国際基準に則った改善計画の進捗を含め、不当な取り扱いの対象にならないことを保障する適切なすべての措置を講じること。
- (c) 「仮放免」中の外国人移住者に必要な支援を提供し、彼らが収入を得られる活動に従事できる機会の確立を検討すること。
- (d) ノン・ルフールマン原則が実際に尊重され、国際的保護の適用を求めている人のすべてが、否定的な決定を停止する効果のある独立した法的な申立て機関に連絡できる機会を確保すること。
- (e) 行政収容の代替策を用意し、入国管理収容施設における最大日数期間の導入を目指す手段を講じること、そして収容が最小限の適切な期間での手段としてのみ使用され、行政収容施設に代わるべき施設の存在が正式に検討されている場合であり、外国人移住者が収容の合法性を判断する裁判所に効果的に訴えることができるための措置を講じること。
- (f) 規約や他に適用可能な国際基準の下における亡命希望者の権利を十分に尊重できるように、国境警備官や出入国管理官へ難民に関する有効な訓練を保証すること。

プライバシーの権利

34.

委員会は、警視庁から漏洩された個人情報の当事者に対して補償を行うとする情報が締約国から提供されたことを歓迎し、またデジタル改革関連6法や個人情報保護委員会の役割に関する情報を注記する。しかしながら、委員会は、広範囲にわたる監視や、独立した司法による監督の欠如した監視、傍受活動、個人データへの接触という形態のプライバシーの権利への恣意的な干渉に対する十分な保護手段の欠如に懸念を抱いている。(第17条)

35. 締約国はデータへのアクセスや保持、監視、そして傍受活動を管理する規則を、規約の特に17条に則して取り決め、合法性や均等性、そして必要性の原則への厳格な順応を確保しなければならない。プライバシーの権利へのあらゆる干渉は裁判所の事前の許可を必要とし、効果的で独立した監視メカニズムの対象になり、そしてこの当事者は監視と傍受活動の対象者であることを、可能な限り通知され、虐待があった場合に効果的な救済を求めることができるよう、締約国は確保しなければならない。また締約国は、虐待に関するあらゆる報告が徹底的に調査され、その調査が正当となれば適切な懲罰に導かれるよう確保しなければならない。

思想・良心・宗教の自由及び表現の自由

36. 委員会は、「公共の福祉」の曖昧で自由な概念が思想・良心・宗教の自由あるいは表現の自由の権利を規制しかねないこと、同時に特定秘密保護法による区分で秘密として分類され、また一般的な前提条件として分類される可能性のある事例の広範な定義に関し、前回の懸念を繰り返し表明する。今日まで放送免許が取り消されていないとの締約国からの情報を注記する一方、委員会は、特定秘密

保護法に規定されている高い刑事罰や、同時に電波法及び放送法の中に放送事業者の業務を停止する圧倒的な権限を政府に与えたことが、活動するジャーナリストや人権活動家に対して萎縮効果を生み出し、自己検閲を導くことに懸念を抱いている。(第 18 条、19 条)

37. 前回の勧告を想起し、委員会は必要なあらゆる措置を講じるよう締約国に以下のことを要求する。

(a) 「公共の福祉」を理由とする思想・良心あるいは宗教の自由、あるいは表現の自由に関するあらゆる規制が規約の中で許容されている規定に準拠していることを確認するため、「公共の福祉」の概念を明確に定義すること。

(b) 特定秘密保護法及びその適用が規約 19 条の厳格な要求に則していることを確認すること、とりわけ、分類される情報のカテゴリーが細かく定義され、情報を求め、受け取り、伝える権利のいかなる規制が、国の安全保障に対する特定かつ身元の証明可能な脅威を防ぐための合法性、均等性そして必要性の原則に準拠していることを保証しなければならない。そして国の安全保障に害を及ぼさない正当な公益に関する情報の拡散に対しては何人も罰せられないこと。

(c) メディア内では様々な意見を促進し、メディアやその従事者たちが国から干渉を受けることなく自由に活動できること。

(d) 独立した放送認定機関を確保するために必要なあらゆる措置を講じること。

(e) フリージャーナリストやメディア関係者をあらゆる形態の迫害から効果的に保護し、過激主義の規定を含む民事及び刑事規定を他の規制と同様に、公共の利益の問題に関する批判的な報道を抑圧する道具として使わないこと。

38. 委員会は思想・良心の自由の制限に関する締約国の報告に懸念を持って留意する。委員会は学校の式典における国旗・国歌への起立斉唱に対する教師の消極的で非破壊的な不服従の行為により、教師の一部は最高 6 か月の停職処分を受けたことに懸念を抱く。さらに委員会は式典において生徒に対し力を使って起立を強いているとの申立て懸念を抱いている。(第 18 条)

39. 締約国は思想・良心の自由に有効な行為を保証し、規約 18 条で認められた狭義に解釈されている制限を超え、思想信条の自由を制限し得るいかなる行為をやめなければならない。締約国は法令や慣行を規約 18 条に適合させなければならない。

平和的な集会の権利

40. 締約国による情報に留意しつつ、委員会は、法執行官による抗議デモに対する不当で不相応な規制が、特に国会に対する抗議や沖縄での抗議に対して、過度な力の行使や抗議者の録音録画を含み、課せられていること、及び抗議者やジャーナリストの逮捕に懸念を示す利害関係者からの情報に懸念を抱いている。(第 19 条、21 条)

41. 規約第 21 条に従い、及び平和的な集会の権利に関する委員会の一般的意見 37 番(2020 年)に照らし、締約国は以下のことを行なうべきある。

(a) 平和的な集会において法執行官による過剰な力の行使及び恣意的逮捕や拘禁に対するあらゆる申立ては、迅速、徹底的かつ公平に調査され、責任者は起訴され、有罪となれば刑罰を受け、そして被害

者は十分な賠償を得られることを確保すること。

(b) 法執行官に対し、「法執行官による力及び火器の使用に関する基本原則」や「法執行における非致死性武器に関する国連人権ガイダンス」に基づく力の行使に関する適切な訓練を提供すること。

(c) 平和的なデモを行うデモ参加者や人権活動家及びジャーナリストへの威嚇や脅迫、ハラスメントや私的行為者の攻撃から保護すること。

マイノリティの権利

42. アイヌ施策推進法（2019年）を留意しつつ、委員会は先住民族であるアイヌへの差別や権利の否定、琉球の先住コミュニティや彼らの権利の承認への欠如、また沖縄コミュニティが自由意志による、事前に情報を知らされた彼らに係わる政策に参加する権利や彼らの伝統的な土地や天然資源の権利、そして彼らの子ども達を彼ら自身の言語で教育する権利の否定に関する報告に引き続き懸念を抱いている。さらに、委員会は、植民地時代から日本に居住するコリアン住民の一部や国あるいは民族の少数者として認識されるべき彼らの子孫たちを、社会保障制度や政治的権利の行使から排除をもたらしているとされる差別的な政策施行に関する報告に懸念を抱いている。（第26条、27条）

43. 締約国は、アイヌ民族や琉球民族そして他の沖縄コミュニティの伝統的な土地や天然資源への権利を彼らに対して十分に保障し、自由意志による、事前に情報を知らされた彼らに係わる政策に参加する彼らの権利への尊重を確保し、可能な限り彼らの子ども達に彼ら自身の言語による教育を促進するよう更なる措置を取るべきである。また締約国は植民地時代から日本に居住するコリアン住民やその子孫たちに対し、取り分け、彼らが利用可能な支援プログラムや年金制度の利用を妨げている障壁を取り払うべきであり、また在日コリアンやその子孫たちが地方自治体において選挙権を行使できるよう関係する法令の改正を検討すべきである。

子どもの権利

44. 委員会は婚外子を特定の公文書において「非嫡出子」と定義する用語の使用に関する締約国の説明を留意し、そして締約国はこの用語の撤回を検討し、すべての子どもの平等な権利を確保しようとする代表団による確認を歓迎する。委員会は、児童福祉法の改正と見直しに関する締約国による情報を留意しつつ、子どもが裁判所の命令や親の虐待の明確な証拠もなく、その家族から引き剥がされて、しばし長期にわたり児童相談所に一時保護され、そして両親が申立ての手続き中に、一時的保護の令状の発行が必要かどうかの判断を裁判所に直接訴えることが出来ない、との報告に懸念を抱いている。さらにこの問題に関する締約国の回答を認める一方、委員会は「親による子供の拉致」の国内的にも国際的にも頻繁な事例に関する報告の受領や締約国による適切な対応の欠如に懸念を抱いている。（第17条、23条、24条）

45. 締約国は以下のことをしなければならない。

(a) 国の法令や慣行は規約第24条に十分に従い、すべての子どもに対するあらゆる差別や恥辱感情の取り払いを目的とする保護措置を採択すること。

(b) 家族から子どもを引き離すための明確な基準を確立するために法令を改正し、子どもを親から引き離すことが最後の手段であり、子どもと親から事情を聴いた後、子どもの保護のために必要であり、

子どもの最善の利益に叶っていることを確保し、正当かどうかを判断するためにすべての事例に対する義務的な法的審査を導入すること。

(c) 「親による子どもの拉致」の事例に適切に対応する必要な措置を導入し、子どもの保護の決定は、国内あるいは国際事例かを確認し、子どもの最善の利益を考慮して実際において完全に実施されること。

D. 普及とフォローアップ

46. 締約国は規約に込められた権利の意識を司法、立法、行政当局、国内で活動する市民社会や NGO、そして国民の中に高める観点から、規約、第7回定期報告書、そしてこの総括所見を広く普及しなければならない。締約国は定期報告書やこの総括所見が自国の公用語に翻訳されることを確保しなければならない。

47. 委員会の手続き規則の規則 75・パラグラフ 1 に従い、締約国は委員会から勧告された上記のパラグラフ 7（国内人権機関）、33（難民や亡命希望者を含む外国人の処遇）、そして45（子どもの権利）の実施に関する情報を、2025年11月4日までに提供することが求められる。

48. 委員会の予定審査サイクルに従い、委員会は報告書提出前の委員会からのリスト・オブ・イシュー（事前質問事項）を2028年に受け取り、1年以内にその回答を提出すること。その回答は締約国の第8回定期報告書を構成することになる。また委員会は締約国に対し、報告書を準備する際に国内で活動する市民団体や NGO と広範に協議することを要請する。総会決議 68/268 に従い、報告書における字数制限は 21,200 語（ワード）である。締約国との次回の建設的対話はジュネーブにおいて2030年に行われる。